

令和8年度 入間市水道水質検査計画

入間市上下水道部では、市民に供給する水道水が、給水栓において水質基準に適合していることを明らかにするため、水道法施行規則に基づき令和8年度の水質検査計画を次のとおり策定しました。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道水の水質状況
- 4 採水地点
- 5 検査項目及び頻度
- 6 水質検査の方法
- 7 放射性物質の検査
- 8 臨時の水質検査
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 その他水質検査の実施に際して配慮すべき事項

1 基本方針

水道水が水質基準に適合し安全であることを明らかにするため、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 採水地点

水道法で義務づけられている水道水の採水地点を、各配水系統ごとの末端給水栓(蛇口の水)の他、浄水場の入口(以下「原水」という)と河川水、浄水場の出口(以下「浄水」という)とします。また、他の採水地点として浄水場の浄水処理工程ごととします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられた、色、濁り、消毒の残留効果、水質基準項目並びに水質管理上必要と判断した水質管理目標設定項目及び、より安全性を確認するため独自に設定した項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び、過去の検査結果などに基づいて、検査項目に応じた頻度で行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水区域

埼玉県南西部に位置する入間市は、加治丘陵と狭山丘陵が市の東西を横切る起伏に富んだ地形で、市の中央部に霞川、北部には荒川水系入間川を有し、人口約14.3万人を対象に市内全域に給水しています。

表1 入間市の給水状況(令和6年度末)

区 分	内 容
給水人口	142,865 人
給水戸数	69,555 戸
年間給水量	16,181,990 m ³
1日平均給水量	44,332 m ³
1人1日平均給水量	310 ㍓

(2) 水源の名称及び種別

埼玉県水道用水供給事業による県水受水80%と自己水(伏流水)20%にて給水しています。

(3) 浄水場・配水場の概要

鍵山浄水場の浄水方法 凝集沈殿急速ろ過方式 + 粒状活性炭処理

表2 主要な浄水場・配水場

施設名	所在地	水利権(m ³ /日)	貯水容量(m ³)	備考
鍵山浄水場	入間市鍵山 3-5-5	15,000	2,000	自己水
豊岡配水場	入間市向陽台 1-1-8	—	12,000	県水受水
扇町屋配水場	入間市大字下藤沢 1303	—	10,800	県水+自己水
東金子配水場	入間市小谷田 4-536-2	—	6,000	県水+自己水
藤沢配水場	入間市大字上藤沢 108	—	16,000	県水受水
寺竹配水場	入間市大字寺竹428	—	4,500	東金子より送水

3 水道水の水質状況

入間市では、入間川の伏流水を水源として鍵山浄水場で浄水処理された水道水(自己水)を市内2箇所の配水場に送水しています。伏流水の水質は全体として安定していますが、時折アンモニア態窒素等の影響が見られ、消毒剤の消費量と残留塩素濃度を注意深く監視しています。

また、利根川と荒川を水源とする県営大久保浄水場で浄水処理された水道水(県水)を市内4箇所の配水場で受水しています。受水した水の水質は水質管理上問題はありませんが、夏期は残留塩素が低下する傾向にあるため、消毒剤の追加を行っていますが、消毒副生成物濃度が上昇しやすい時期でもあるため、残留塩素濃度や滞留時間に留意しています。

上記の浄水場で作られた水道水の水質状況は、いずれも水質基準に適合しており、安全で良質な水道水を皆様のもとにお届けしています。

4 採水地点

毎日検査項目及び、水質基準項目等の採水地点は、配水区域ごとに末端給水栓の5箇所並びに鍵山浄水場で採水します。原水は水質管理を目的に検査を行い、浄水は処理工程ごとに検査を行います。

また、浄水場では入間川の伏流水を水源としているため、河川上流の水質状況についても水質検査を行います。

(水質検査地点図及び表3・入間川河川採水地点図及び表4参照)

5 検査項目及び頻度

(1) 毎日検査項目(3項目)

法令で義務づけられている色及び濁り並びに残留塩素の3項目については、1日1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目(52項目)

法令で義務づけられている項目については、毎月1回の検査を行います。

また、その他の基準検査項目は、概ね3ヶ月に1回の検査を基本とします。

なお、過去の検査において水質基準値と比べ結果が良好な項目は、規定により、検査回数の減及び省略ができることとされておりますが、水道水の安全性を確認するため、これらの項目も年1回の検査を実施します。

(表5参照)

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべきものとして行います。

(表6参照)

(4) 独自に検査する項目

独自に検査する項目は、水道水の安全性を確認するため、水源や浄水工程、河川水の検査を実施します。(表7参照)

6 水質検査の方法

定期及び、臨時の水質検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法により行います。なお、その他項目の検査方法については、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。

(1) 自己検査を行う項目

色・濁り及び消毒の残留効果等は、自己検査を毎日行い記録に残します。

(2) 委託検査を行う項目

定期及び臨時の検査は、水道法第20条第3項に係る環境大臣の登録を

受けた検査機関又は埼玉県衛生研究所に、表5～8の項目を委託する

ものとし、検査結果を保存します。

(3) 試料の採取及び運搬

試料の採取及び運搬は、委託した検査機関が行います。又、試料の運搬は

クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬します。検査

機関までの搬入は、試料の採取後12時間以内に試験開始とされる検査があるため、その検査が実施可能な時間内に搬入します。

7 放射性物質の検査

福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水の放射性物質について、放出された放射性セシウムなどを監視するため、鍵山浄水場の原水及び浄水の検査を実施します。(表8参照)

8 臨時の水質検査

水質基準に適合しないおそれがある場合には、臨時の水質検査を行います。臨時検査も委託した検査機関が行います。

- (1) 水道水源の水質が著しく悪化した場合。
- (2) 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行した場合。
- (3) 浄水処理過程に異常がある場合。
- (4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- (5) その他特に必要があると認められる場合。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度、年度開始前に策定し、市公式ホームページで掲載する他、これらの情報について上下水道部でも閲覧できます。

計画については、水質の状況等を考慮し、毎年度見直しを行います。

また、本計画に基づいて実施した水質検査結果も、同様に公表します。

10 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

- (1) 水質検査結果の評価
水質基準値及び、水質管理目標設定項目の目標値等により行います。
- (2) 水質検査の精度及び信頼性確保
水質検査の精度及び信頼性を確保するため、委託した検査機関の精度管理状況を適宜確認します。
- (3) 関係機関との連携
水道水の安全性を確保するため、水質汚染事故などが発生した場合、もしくは、そのおそれがある場合には、県保健医療部や県営大久保浄水場などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対応します。

この水質検査計画のご意見等がありましたら下記までお寄せください。

連絡先 入間市上下水道部水道施設課
〒358-8511
入間市豊岡1-16-1(入間市役所 B棟2階)
TEL 04-2964-1111(内線2241・2242)
FAX 04-2965-2215
メール ir515000@city.iruma.lg.jp



● 水質検査地点
■ 水道浄配水施設

表3 採水地点一覧表

No.	配水区域	水質検査地点	所在地	種類
1	豊岡	朝霧公園	入間市春日町2-513-4	県水 80%
2	扇町屋	さくら公園	入間市下藤沢3-29	
3	東金子	新光中央公園	入間市大字新光303-2	
4	寺竹	桂の里公園	入間市木蓮寺94-1	
5	藤沢	西久保観音堂	入間市宮寺1544-1	
No.	水源	水質検査地点	所在地	種類
1	入間川伏流水	鍵山浄水場	入間市鍵山3-5-5	自己水 20%

令和8年度 入間川河川採水地点図



表4 採水地点一覧表

	水質検査地点	所在地	種別
1	鍵山浄水場 取水地点	入間市	河川水
2	入間川 西武市民運動場前		
3	成木川 入間川合流前	飯能市	
4	成木川 清川橋		
5	入間川 給食センター前		

表5 水質基準項目の検査頻度

	番号	定期検査項目	基準値 (mg/L)	検査頻度(回/年)			主な検査目的
				給水栓	浄水	原水	
健康に関する項目	基01	一般細菌	100個/ml 以下	12	12	4	病原生物の代替指標
	基02	大腸菌	不検出	12	12	4	
	基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1	1	4	無機物・重金属
	基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1	1	4	
	基05	セレン及びその化合物	0.01 以下	1	1	4	
	基06	鉛及びその化合物	0.01 以下	4	4	4	
	基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1	1	4	
	基08	六価クロム化合物	0.02 以下	4	4	4	
	基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	4	4	4	
	基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	4	4	4	
	基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	12	12	4	
	基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	4	4	4	
	基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	4	4	4	
	基14	四塩化炭素	0.002 以下	1	1	4	一般有機物
	基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	4	4	4	
	基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1	1	4	
	基17	ジクロロメタン	0.02 以下	1	1	4	
	基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	1	1	4	
	基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	1	1	4	
	基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005以下	4	4	4	
	基21	ベンゼン	0.01 以下	1	1	4	消毒副生成物
	基22	塩素酸	0.6 以下	6	6	-	
	基23	クロロ酢酸	0.02 以下	4	4	-	
	基24	クロロホルム	0.06 以下	6	6	-	
	基25	ジクロロ酢酸	0.03 以下	4	4	-	
	基26	ジブromクロロメタン	0.1 以下	4	4	-	
	基27	臭素酸	0.01 以下	4	4	-	
	基28	総トリハロメタン	0.1 以下	6	6	-	
	基29	トリクロロ酢酸	0.03 以下	4	4	-	
	基30	ブromジクロロメタン	0.03 以下	6	6	-	
	基31	ブromホルム	0.09 以下	4	4	-	
	基32	ホルムアルデヒド	0.08 以下	4	4	-	
性状に関する項目	基33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	4	4	4	着色
	基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	4	4	4	
	基35	鉄及びその化合物	0.3 以下	4	4	4	
	基36	銅及びその化合物	1.0 以下	4	4	4	味覚
	基37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	1	1	4	
	基38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	4	4	4	味覚
	基39	塩化物イオン	200 以下	12	12	4	
	基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	4	4	4	発泡
	基41	蒸発残留物	500 以下	4	4	4	
	基42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	4	4	4	カビ臭
基43	ジェオスミン	0.00001 以下	12	12	4		
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	12	12	4	発泡	
基45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	4	4	4		
基46	フェノール類	0.005 以下	1	1	4	臭気	
基47	有機物(TOC)	3 以下	12	12	4		
基48	pH値	5.8以上 8.6以下	12	12	4	基礎的性状	
基49	味	異常でないこと	12	12	-		
基50	臭気	異常でないこと	12	12	4		
基51	色度	5度 以下	12	12	4		
基52	濁度	2度 以下	12	12	4		

表6 水質管理目標設定項目の検査頻度

No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	検査頻度(回/年)		
			給水栓	浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	—	—	4
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下	—	—	4
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	—	—	4
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	—	4
5	トルエン	0.4 以下	—	—	4
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	—	—	4
7	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下	—	4	—
8	抱水クロラール	0.02 以下	—	4	—
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	—	—	4
10	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 以下	—	—	4
11	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	—	4
12	農薬類	検出指標値1以下	—	—	2
13	遊離炭酸	20 以下	1	1	—
14	臭気強度(TON)	3TON 以下	1	1	—
15	腐食性(ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1	1	—
16	従属栄養細菌	2000個/mL以下	1	1	—

※12~16の給水栓は1箇所とします。

表7 独自に設定した項目の検査頻度

No.	独自に設定した項目	検査頻度(回/年)				
		浄水	原水	浄水工程	排水	河川水
1	クリプトスポリジウム	4	4	—	—	—
2	ジアルジア	4	4	—	—	—
3	糞便性大腸菌	—	12	—	—	12
4	嫌気性芽胞菌	—	12	—	—	—
5	大腸菌群数	—	—	—	—	12
6	トリハロメタン生成能	—	4	4	—	—
7	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	4	4	—	—
8	アンモニア態窒素	—	4	4	—	12
9	BOD(生物化学的酸素要求量)	—	—	—	4	12
10	COD(化学的酸素要求量)	—	—	—	12	—
11	SS(浮遊物質量)	—	—	—	4	—
12	pH(水素イオン濃度)	—	—	—	4	—
13	硝酸態窒素	—	—	—	—	12
14	亜硝酸態窒素	—	—	—	—	12
15	全窒素	—	—	—	12	12
16	全りん	—	—	—	12	12
17	TOC(有機物等)	—	—	—	—	12

表8 放射性物質の検査項目と頻度

No.	設定した項目	検査頻度(回/年)				
		浄水	原水	浄水工程	排水	河川水
1	放射性セシウム(セシウム134、137)	4	4	—	—	—